

住宅等貸付申込説明書

～貸付申込書に記入する前に読んでください～

1. 貸付けの対象

共済組合員が「自己の用に供するため」の家屋の新築・増改築・修理・移築・購入・借入又は敷地の購入・補修・借入をするために必要とする資金の貸付けです。

「自己の用に供するため」とは「共済組合員とその家族が居住する」場合をいい、投資、賃貸等目的とする場合は貸付けの対象となりません。ただし、共済組合員の家族が農業・商業などを営んでいて、その業態にふさわしい構造の家屋を建築する場合には、住居部分に限って貸付けの対象となります。

2. 貸付けの条件及び制限

- (1) 物件の工事・購入等が貸付後原則として6か月以内に完了すること。
- (2) 敷地購入又は借入れをするために貸付けを受ける場合、貸付後5年以内に家を建て居住することを条件とします。
- (3) すでに支払いが完了している物件（所有権保存・移転登記済）については原則として貸付けできません。
- (4) 市街化調整区域内にある土地の購入については、原則として貸付けできません。

* 貸付けの条件及び制限は他にもあります。

詳細は「公立学校共済組合貸付規程」・「公立学校共済組合三重支部貸付細則」を参照

3. 貸付申込方法及び受付しめ切り

- (1) 貸付申込書に必要事項を記入し、所属所長の証明を受けたうえで申込みに必要な書類及び団体信用生命保険に加入する方は「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」(以下「団信申込書」といいます。)を添えて、当支部へ提出してください。
なお、「団信申込書」が必要な場合は、当支部へご連絡ください。
- (2) 申込書は毎月20日(この日が休日・土曜日・日曜日に当たる時は、その前日)に受付を〆切ります。

4. 貸付日

貸付金は翌月の24日(この日が休日・土曜日・日曜日に当たる時は、その翌日)に申込人の個人口座(給料振込み又は短期給付振込口座)に送金します。

5. 貸付限度額の算出

算出には次の2つの方法があり、このうち高いほうの額が貸付限度額になります。

1. 申込時の給料月額に、別表の組合員期間に応じて定める月数を乗じて算出した額

2. 仮定退職手当の額

仮定退職手当の額とは、申込人が申込みのときにおいて退職するとしたならば、その者が受ける事のできる地方公共団体の退職手当に関する条例又はこれに相当する規則による退職手当(自己都合による退職の場合の退職手当とする。)の額である。

現在に引き続く組合員期間	6月以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
上欄の期間に応じた月数	10	15	25	35	45
● 最高限度額 1,800万円					
● 住宅災害貸付については、申込時の給料月額に、組合員期間に応じて定める月数に乗じて得た額の2倍に相当する額(最高限度額 1,900万円)を貸付限度額とする。					

《注意》・給料月額欄は、申込みのときにおける給料(調整額、教職調整額及び給与の差額を含む)を

・組合員期間の1年未満の端数は切り捨てること

・申込人は自書すること

・所属所長印は、公印とすること

6 貸付事由別の申込書類一覧

※申込書提出前に必ず該当する種別の欄の提出書類をチェックしてください。

番号	本人確認 チェック欄	申込事 提出書類	土地付		新 築	増 改 移 築	住 宅 購 入	住 宅 修 理	住 宅 の 借 入	敷 地 の 購 入	敷 地 の 借 入	敷 地 の 補 修
			住宅購入									
			新 築	中 古								
1		貸付申込書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2		貸付借用証書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3		貸付事業における個人情報に関する同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4		借入状況等申告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5		直近の給与明細書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6		履歴証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7		土地登記事項証明書	○	○	○	○	○			○		○
8		農地転用許可証の写し			○	○				○	○	
9		修理箇所及び補修箇所の図面の写し又は写真						○				○
10		本人又は同居人以外の所有地に施工する場合 工事承諾書			○	○		○				○
11		購入する住宅の建物の登記事項証明書		○			○					
12		建築確認済証の写し	○		○	○						
13		平面図（住居間取り図等）の写し	○	○	○	○	○	○				○
14		入居中の住宅の建物の登記事項証明書				○		○				
15		工事請負契約書の写し			○	○		○				○
16		売買契約書写し	○	○			○			○		
17		誓約書								○	○	
18		り災証明書	住宅災害貸付の場合は、上記の書類に加え、市町村等が発行する「り災証明書」を添付してください。									○
19		在宅介護対応住宅の新築等に関する申立書	介護構造部分に係る貸付の場合は、上記の書類に加え、左記の申立書、介護構造部分の内容及び当該費用が確認できる書類の写しを添付してください。									
20		住宅表示変更証明書			○	○		○		○	○	○
21		賃貸借契約書の写し						○		○		
22		公図の写し	該当土地が2筆以上の場合は提出してください。									
23		団体信用生命保険制度適用申込書	任意加入のため、加入希望者は当支部にご連絡ください。申込書を郵送いたします。									

- 《注意》 ・No.1～4、No.6、No.10、No.17及びNo.19は当支部ホームページからダウンロードすることができます。
 ・No.7、No.11、No.14は法務局の登記官の証明のあるものが必要です。（登記情報提供サービスで即時閲覧し印刷したものは不可。）
 ・No.20は該当の土地、又は家屋の表示が謄本と現住所と異なっている場合にのみ提出してください
 ・新築又は敷地購入の場合で敷地の地目が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は農地転用受理証明書でも可。
 ・各書類の日付は、3箇月以内のものとし、
 ・（写し）での提出が可とされている書類について、原本証明は不要です。
 ・上記提出添付書類以外にも必要に応じて提出していただく場合があります。

《参考》

貸付金額内訳	毎月の償還とボーナスで償還する金額をそれぞれに記入してください。 なお、ボーナスで償還できる金額は申込金額が100万円以上で、金額の単位は申込金額の1/2以内で50万円単位で選択してください。
希望する償還回数	毎月償還：償還回数は360回の範囲内で設定してください。 ボーナス償還：償還回数は60回以内とし、毎月償還回数を6で除した回数の範囲内で設定してください。（ボーナス償還のみの償還は不可）
償還額	当支部ホームページの『貸付金償還シミュレーション』を使用し、ご確認ください。

お問い合わせ先

〒514-0004 三重県津市広明町1丁目954番地 三重県栄町庁舎 5階
 公立学校共済組合三重支部 福祉班 貸付担当（TEL 059-224-2989）